三 股 町 防 災 行 政 無 線
整備事業（緊急情報連携システム）

仕 様 書

平成25年11月

宮 崎 県 三 股 町

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓ ≪目次≫ ᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

第1章　総　　則 1
1－1　適　　用 1
1－2　目　　的 1
1－3　適用法令 1
1－4　諸　手　続 1
1－5　検査及び引渡し 1
1－6　施工時の権利侵害 2
1－7　資料等の提供 2
1－8　資料等の保管 2
1－9　承認書類 2
1－10　設計変更 2
1－11　疑　　義 2
1－12　そ　の　他 2
第2章　契約要件 3
2－1　契約の範囲 3
2－2　工事期間 3
2－3　保　　証 3
2－4　秘密保持 3
2－5　納入物の著作権 3
2－6　納入物の所有権 4
2－7　第三者の権利侵害 4
2－8　譲渡禁止 4
2－9　契約解除 4
2－10　疑　　義 4
第3章　共通指定事項 5
3－1　設計の原則 5
3－2　環境条件 5
3－3　電源工事 5
3－4　電気的条件 5
3－5　危険防止措置 5
第4章　構成と概要 6
4－1　全体の構成 6
4－2　設置場所と施設要件 6
4－3　システムの構成と概要 6
4－4　情報システムの要件 7
4－5　システムの調製 9
第5章　機器の仕様 11

5－1　無線室サーバ区画ラック設置機器 11
5－2　各システム環境の整備 11
5－3　アプリケーション構築 12
5－4　アンドロイドおよびiOSアプリケーションシステム 12
第 6 章　業務管理仕様 13
第 7 章　数量明細書 17
第 8 章　添付図書 18

第1章 総　　則

1－1　適　　用

三股町（以下「甲」という。）は、町内全域に配備している防災行政無線設備の機器老朽化に伴い、防災行政無線のデジタル化及び町独自の情報通信施設等の多角的な設備を整備することにより、近年多発する災害に対応した災害に強い連携システムを構築し、住民が安心できる環境を担保することを目的とした、三股町防災行政無線設備(以下「本設備」という)を整備することを計画した。

本仕様書は、本設備の整備にかかる三股町防災行政無線整備事業（緊急情報連携システム）（以下「工事」という。）に適用するものである。

1－2　目　　的

従来からの情報伝達方式を継承しながら、新たな無線放送施設を整備することで、町民への行政情報や災害時の情報伝達手段を確保し、平常時には行政事務の効果を高め、災害時にも対応できる「安心安全なまちづくり」を図る事を目的とする。

1－3　適 用 法 令

遂行にあたり、現行法令を適用することとし、本仕様の他、次に挙げる関係法令に定める事項を適用又は、準拠するものとする。

① 宮崎県土木工事共通仕様書
② 町条例及び諸規則
③ 電波法及び同法関係規則
④ 有線電気通信法及び同法関係規則
⑤ 有線テレビジョン法及び同施行規則
⑥ 電気設備基準及び電気工事関係法令
⑦ 建築基準法及び同法関係規定
⑧ 日本工業規格（JIS)及び日本電気規格調査会標準規格（JEC）
⑨ 日本技術基準規格（JES)及び電子情報技術産業協会規格（JEITA）
⑩ その他の順守すべき関係法令等および充足すべき規格等

1－4　諸　手　続

本事業履行に必要な諸官庁、関係会社等に対する諸手続き並びに関係する申請等、甲の委任により請負者（以下「乙」という。）が、甲に代わって行うものとする。

1－5　検査及び引渡し

機器については、システム構築状態での事前稼働確認検査を行い、据付工事はもとより機器の調整、必要な諸手続きを完了した後、本仕様書適合をもって引渡しとする。

1－6　施工時の権利侵害

本件業務の検収完了前の本仕様書に基づく製作、開発及び工事等に係り、特許もしくは所有権等に抵触する場合は、乙の責任において対処するものとする。

1－7　資料等の提供

① 甲は乙に対し、本件業務遂行に必要な書類、図面、情報及びデータ等（以下「資料等」という）の開示または貸与等を無償にて行う。

② 乙は、甲による本件システムの検収後、資料等を遅滞なく甲に返還するものとする。

1－8　資料等の保管

① 乙は、本件業務に関して甲より提供された資料等を善良な管理者の注意義務をもって保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。

② 乙は、甲から提供された本件業務に関する資料等を、本件業務の遂行上必要な範囲で複製または改変することができる。

1－9　承 認 書 類

乙は、契約締結後に甲と本仕様書に基づいて詳細打ち合わせを行い、甲の承認を受けた後に着手するものとする。なお、打合せに際しては、承認にかかる工事仕様に順ずる書類及びその他甲が指定する書類について、指定された部数を提出するものとする。

1－10 設 計 変 更

本仕様書による設計の変更は認めない。ただし、記入の誤りについてはその限りではない。また、監督官庁の行政指導等により設計変更がやむを得ない場合は、変更部分の具体的理由及び根拠を書面提出し、甲の承認を得るものとする。

1－11 疑　　義

本仕様書に明記されていない事項であっても、本件業務遂行において当然必要と考えられるものについては、乙の責任において施工するものとする。

1－12 そ　の　他

① 本仕様書における全ての事項は最低仕様とみなし、機能仕様及び数値仕様ともに同等、もしくは同等以上の性能を有するものとする。

② 納入機器については、納入予定機器承認願の承認機器に限るものとする。

第2章 契約要件

2－1　契約の範囲

契約の範囲は、別に定めるものを除き、施設の構築・設備の製作・搬入・据付・調整・試験、並びに工事の完了までに必要な関係省庁等への諸手続等、検収に至るまでの一切を含むものとする。なお、上記に掲げる契約範囲の業務を、以降「本件業務」という。

2－2　工 事 期 間

工事の期間は、本仕様書にかかる契約（以下「契約」という。）を締結した日より平成27年1月30日までとする。

ただし、25年度計画分は、契約締結の日より平成26年3月14日までとし、26年度計画分は、平成26年4月1日より平成27年1月30 日までとする。

2－3　保　　証

① 本件業務の検収完了後、当該作業の欠陥が発見された場合には、甲および乙はその原因について協議を行うものとする。

② 前項の協議の結果、当該瑕疵が乙の責めに帰するものであると判断された場合には、乙は無償でその修正を行うものとする。

③ 乙が無償で修正する期間は、検収完了日から当該年度末までとする。

④ 上記③の間に生じた故障についても同様に取り扱うものとする。

2－4　秘 密 保 持

甲および乙は、契約の履行に関し相手方について知りえた情報を、契約の履行中および契約の終了後に、第三者に開示もしくは提供してはならないものとする。

ただし、次いずれかに該当する情報についてはこの限りではないものとする。

① 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報

② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

③ 相手方より提供をうけた情報によらず、独自に開発した情報

④ 契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報

2－5　納入物の著作権

納入物のうちドキュメントの著作権については、次の定めに従い取扱うものとする。

① 乙が本件業務遂行において新たに単独で作成したドキュメントの著作権は、乙に留保されるものとする。

② 甲が本設備を自己利用するために必要な範囲で、乙が著作権を保有するドキュメントを著作権法に沿って利用する権利は、契約に含むものとする。

③ 甲および乙が契約遂行において共同で作成したドキュメントの著作権は、甲乙の共有（持分均等）とし、甲および乙はそれぞれ相手方の同意等を要することなく、これらを著作権法

に基づき自ら利用でき、第三者に対し利用を許諾することができる。ただし、その持分を第三者へ譲渡しまたは質権の目的とする場合および当該共同著作権の行使をする場合は、相手方と事前に協議の上、その同意を要するものとする。

2－6　納入物の所有権

乙が契約に従い甲に納入する納入物の所有権は、甲より乙へ当該契約に係る委託料が完済されたとき、乙から甲へ移転するものとする。また、甲および乙が契約遂行において共同で作成したプログラムに係る著作権を共に留保する場合は、著作権、使用権とも甲に移転するものとする。

2－7　第三者の権利侵害

① 乙は、本設備が第三者の著作権もしくはその他の権利等を害さないことを保証するものとする。

② 乙は、本件業務遂行にあっては、第三者の著作権もしくはその他の権利等を害さないよう善良な管理者の注意義務をもってあたるものとする。

③ 本件業務の検収後に第三者との間で紛争が生じたときは、甲乙協議のうえ誠意をもってこれを解決するものとし、解決に要する費用は、甲および乙の帰責事由の割合に応じて負担するものとする。

2－8　譲 渡 禁 止

甲および乙は、相手方の書面による事前の同意を得ないで、契約に基づいて発生する一切の権利を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはならないものとする。

2－9　契 約 解 除

甲または乙は、相手方が次のいずれかに該当したときは、何らの通知催告を要せず、直ちに契約を解除することができるとともに、これによって被った損害の賠償を相手方に請求することができるものとする。

① 契約に違反し、または重大な背信行為があったとき

② 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき

③ その他契約の履行が困難となり、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

2－10 疑　　義

契約後に本仕様書について疑義が生じた場合、甲乙協議の上決定するものとする。

第3章 共通指定事項

3－1　設計の原則

施設および設備を設計するにあたっては、次の事項を満足すること。

① 機器は地震、暴風雨等の災害において機能動作すること。

② 機器は点検が容易に行える構造で、人体に危険を及ぼさないこと。

③ 各機器は将来の増設が容易に行える構造であること。

④ 各機器には品名型式、製造番号等の記入された銘板にて表示すること。

⑤ 切替え部、回転部等可動部分は、長時間使用にも初期性能が衰えないこと。

⑥ 工事には全て耐久性、耐油性、耐水性、耐熱性の良好なものを使用すること。

⑦ 施設は耐久性および将来の発展と多元化を考慮した、経済効率の高いものであること。

3－2　環 境 条 件

1. 機器の動作環境は、次の条件下で異常なく動作するものであること。だたし、別記がある場合はそちらを優先する。

① 周囲温度　＋ 10℃ ～ ＋35℃

② 相対湿度　40％ ～ 70％

3－3　電 源 工 事

① 甲は、各施設に必要容量の電源を準備するものとする。

② 特に電源の安定を必要とする機器に対しては安定化電源を使用すること。

③ 電源変動は、定格電圧に対し±10％の範囲内で良好に動作するものであること。

3－4　電気的条件

① 自主放送設備を除き連続使用とする。

② 切替え部・回転部・接触部等の可動部分は多数回の使用によっても電気的性能が低下しないこと。また電気的雑音は防止すること。

③ 電気回路には落雷時の障害に対し、保護装置・回路を設けること。

3－5　危険防止措置

① 施設は人体・既設造営物へ悪影響をおよぼさないようにしなければならない。

② 本設備から何らかの形で輻射された電波により、他の設備に妨害を与えた場合には、甲へ報告承認後、乙が責任をもって対応するものとする。

第4章 構成と概要

4－1 全体の構成

1. 本件業務は、大まかに次のような業務で構成されている。
   ① 2階サーバ架に設備を設置する。契約後速やかに材料の重量・寸法・設置位置等の詳細について協議を行うこととする。

2. 本設備は、大まかに次のような設備で構成されている。
   ① アプリケーション設備

3. 全体構成として次の要件を充足するものであること。
   ① 同報系設備とWiMAX設備は連携した放送が可能であること。なお、一斉放送時・グループ放送時についても同様とする。
   ② WiMAX設備は、町が企画する防災行政無線以外の平常時用途にも対応できるシステムであること。

4－2 設置場所と施設要件

(1) 同報系設備　　別事業との連携を行うこと。

(2) WiMAX設備　別事業との連携を行うこと。
   a. 端末設備は、別事業で設置予定の設備である。
   b. WiMAX基地局設備の電波到達エリア内の公共施設、もしくは指定する箇所に設置するため、甲の指示のもと適切に稼働するように十分に協議・検討し、他の運用に支障をきたさないように配慮すること。
   c. 端末設備は、屋内用CPE装置またはWIFI装置により、市販されているIP機器が接続もしくはダウンロードでき動作すること。

4－3 システムの構成と概要

1. 情報システムの構成と概要

本事業に関わる全体構成は下記の通りとし情報システムは、大まかに次のようなシステムで構成されている。

(1) 基盤ネットワーク

ルータ、ファイアウォール、コアスイッチ等で構成され、同報系システムやWiMAXシステムを始めとした各サーバ機器や設備を情報ネットワークで接続するための基盤（インフラ）となるシステム。

(2) 同報系システム

同報系設備を管理・運用するためのシステム。

(3) 同報系および IP 系ネットワーク交換中継システム

同報系設備の通信とIP系通信の中継が行え、相互に音声交換通信が可能となるシステム。

(4) WiMAXシステム

ネットワーク管理システム(EMS)、DHCPサーバ、認証システム(AAA)、ASNゲートウエイ等で構成され、WiMAX設備を管理・運用するためのシステム。

(5) 災害連携システム

J-ALERT装置に接続された既設の配信装置より受信し、データ生成を行い同報系システムWiMAXシステム及び各アプリケーション等に向けて自動で情報配信を行うシステム。

(6) アプリケーションシステム

過去の総務省補助事業による災害に強いまちづくり事業により開発された安価なシステムを用いて、職員および地域住民の間で災害情報の発信・共有を図るシステム。

本事業とする。

4－4　情報システムの要件

各情報システムは、大まかに次のようなシステム要件を持つ。

1. 共通要件

① 情報システム構成機器については無停電電源装置を調達整備し、サーバ機器等にあっては各機器が適正にシャットダウンできるように設定すること。

② 各システムのハードウェア老朽化等に伴う機器更新サイクルの度に、システムもあわせて更新を行わなくてすむような対策を講じて提案すること。

③ 上記②の対策として、各システムのうち仮想サーバ機器等の仮想環境で構成が可能なものについては、仮想環境の提案を含めて積極的に採用すること。

(2) 基本要件

① WiMAXシステム及び本設備にかかるその他のシステムと連動を行い、操作卓及びそれに準ずる放送設備(遠隔制御装置は除く)から放送した内容が、一元的かつ自動的に連動放送もしくは情報配信ができるシステムを構築すること。

② ネットワークに接続されたパソコンにより、トータルなネットワーク監視制御ができること。

③ ネットワーク状態や構成機器の死活を常時自動監視することが可能で、しきい値等を設定することにより、状態異常を検知する機能をもつこと。

④ 一般事務区画にいる職員に対して、状態異常を検知した場合になんらかの方法で通知する機能を持つこと。

(3) 詳細要件

① 親局は次の要件を満たすこと。

a. 国民保護法に係る緊急サイレン及び緊急地震津波情報等を利用可能とするためのJ-ALERTの接続ユニットを具備すること。

b. 親局等(文字入力装置)から本設備における連携する設備・システムに対して強制通報を行える「緊急一斉通報」機能を有すること。

c. 電話応答装置は、同報系システムが放送した内容を自動録音または任意録音したうえで、住民等の一般加入電話または携帯電話による操作により、放送録音内容の確認が容易に行えること。

d. 地区遠隔制御装置は、放送の予約資格者を認識する手段として、発番号表示機能及びパスワードによるログイン機能を備えていること。

e. 災害連携システムと連動し、通報受信・各装置の起動・情報配信までの機能が自動的に行われること。なお、連動設定に係る設定・操作は一元的に管理できるものとする。

2. WIMAX 接続システム

(1) 周辺機器の概要

① IP告知装置

公共施設並びに指定箇所に設置するIP端末で、自動応答機能によりスピーカから音声告知を行うことができる装置。

② IP交換装置(IP-PBX)

IP 告知装置を掌握し相互連携することで、IP 告知装置間の電話機能等を実現する装置。

(2) 機器要件

① IP交換装置(IP-PBX)

a. IP 告知装置の機能に応じて、電話機能、テレホンサービス機能、各地区単位でのグループ呼び出し機能を設定できること。

b. WiMAX-WiFi 接続されたパソコンやスマートフォンに実装されたソフトフォンアプリケーションに対して、IP 告知装置として電話機能を提供できること。

c. 同報無線設備と IP 交換装置間で放送連携を行うため、設定を行えること。ただし、連携を行うために放送連携設備を別途要する場合は協議により詳細を決定することとする。

3. 災害連携システム

(1) 周辺機器の概要

① 災害連携装置(別事業で構築予定)

J-ALERT装置から発せられた通報を受信して、複数の他のシステムに通報内容を連携する装置。

(2) 基本要件

a. J-ALERT装置から発せられた通報を受信して、自動的に機能を起動すること。

b. 同報系システム、IP告知装置、緊急情報配信装置及び各アプリケーション等の、それぞれの規格に応じた通報データを自動で生成すること。

c. 生成した通報データを各システムにネットワークを通じて自動配信すること。

d. 必要に応じて配信先の各システム機能を起動するコード等を送ること。
e. 緊急対応として、手動により動作を停止できること。
f. 緊急情報配信装置は、送信内容を事前に登録できること。

(3) その他

災害連携装置、緊急情報配信装置については、独立した装置でなく、単体装置または複数の装置郡、あるいは別系統の装置に機能を集約する設計としても良いものとする。

4. アプリケーションシステム

アプリケーションシステムにかかる詳細な要件・仕様については6章に記す。

4－5 システムの調製

1. 施工管理の概要

本設備のうち情報システム全般の調製について、乙は以下の事項に従い実施すること。

① 各システムの連携やシステム全体の統合的な運用の実現を図るため、各システム構築作業の提案を行うこと。

② 開発する各システムが、思惑の違いや作業内容の認識不足などから、当初予定していた内容と異なるシステムが構築されることを防ぐため、システム毎に以下の施工管理を実施すること。

a. 要件定義
b. 実施計画策定
c. 設計
d. 開発
e. データ作成
f. テスト
g. マニュアル作成
h. 環境設定
i. 試験運用

③ 各システムの施工管理を行うにあたり、各システムの基本仕様を充分に把握したうえで、実運用を充分に考慮したシステム要件定義を行い、その段階で中間的に甲の承諾を得ること。

④ 各システムの仕様について、設計工程毎に作成する資料(要件定義書、基本設計書、詳細設計書等)をもとに、甲と充分な協議を行い、承諾を得たうえで仕様を決定すること。

⑤ 甲との間で実施状況の進捗打合せ・協議等を定期的に行い、実施計画に基づいてスムーズに業務を実施し、必要に応じて計画を修正すること。

⑥ 打合せ協議等により仕様変更が必要となった場合は、甲との協議のうえ柔軟に対処するものとする。

⑦ 納品するアプリケーションに対しては、品質保持のための規定や納品後のシステムメンテ

ナンスについての管理基準を設け、保守管理体制および保守管理内容を事前に提示すること。

⑧ システム設計書、テスト仕様書及び操作手引書等の業務実施で作成する資料については、システムの保守管理を考慮して共通様式のもとで作成すること。

2. 工程の詳細

(1) 要件定義

① システムの要件定義をまとめ、要件定義書を作成すること。

(2) 設計

① 要件定義をもとに、システム設計書・画面設計書・データベース設計書を作成するシステムの基本設計を行うこと。

② 他システムとの機能連動やデータ連携を考慮して設計すること。

③ 作成した基本設計について甲の承諾を得ること。

(3) テスト

① 単体試験表を作成したうえでテストを行い、テスト結果を報告書にまとめること。

② テスト結果で不具合が生じた場合はシステムを修正し、バグの内容や発生箇所、対処方法についても報告書に明記すること。

(4) マニュアル作成

① システムの機能や操作方法について、容易に理解できる取扱説明書を作成すること。

② システムの稼働時間や環境、システム障害が疑われる場合の対処法、及び保守連絡先等のシステム運用方法が明記された運用マニュアルを作成すること。

(5) 試験運用

① 運用試験表を作成し、実際の運用環境でシステムを稼動させて試験運用を行うこと。

② 試験運用時にシステムの不具合や運用に支障が生じた場合、システムの修正を行うこと。

③ 設計どおりの構築であっても不具合が生じた場合は、速やかに仕様変更を行い、変更に沿ってシステムの修正を行うこととする。

3. その他の注意事項

① 基盤ネットワークの調整にあたっては、BGP構築に関する計画作成、グローバルIPアドレス取得の手続き、及び甲の企画するその他の行政系システムとの調整も行うものとする。なお、甲の仲立ちにより、その他の行政系システム請負者と連携・協議を行い、スケジュール調整など円滑に業務が行えるよう配慮すること。

② 各システムに含まれる GIS 機能について、三股町の既存 GIS とのデータ連携を視野に入れた仕様とすること。

第5章 機器の仕様

5－1　無線室サーバ区画ラック設置機器

無線室サーバ区画のラック（19インチフルラックを想定）内に以下に掲載する機器を調達し、セットアップを行うこと。

（1）IP 交換装置および IP 告知装置

以下の要件を満たす機器を調達し、セットアップを行うこと。

台数	1 台
CPU	Xeon E5-2430　2.20GHz　6C/12T　相当
メモリ	32G 以上
HDD	500GB 程度
パワーサプライ	冗長化電源
OS ネットワーク	無償の Linux 系 OS であること 1000M×2 ポート以上
保守 OS	24 時間 365 日受付（1 年間）無償の Linux 系 OS であること
実行環境保守	IP 告知システムが稼働するプログラム実行環境を構築すること 24 時間 365 日受付（1 年間）
ウィルス対策ソフトアプリケーション実行環境	外部ネットワークとの接続を有する場合、有償のウィルス対策ソフト（1 年間ライセンス付）をインストール／セットアップを行うこと
ウィルス対策ソフト	内部ネットワーク機器のため不要とする

5－2　各システム環境の整備

町が行う各システムの接続環境を整備するために以下の条件を満たす機器を調達し、セットアップを行うこと。

ただし、IP端末装置（電話）・IP端末装置（CPE）は別途発注とする。

（1）IP告知装置

本装置は、モバイルWiMAX網上のIPを利用し、町から各端末に対し、緊急情報・地震・台風・豪雨・津波などの災害時緊急放送や平常時においては地域放送として行政放送が行える装置とする。

本事業ではIP告知機能を整備するが、将来交換機能を増設できること。また、IPによる端末を前提とするため、センター装置に左右されない端末が整備できること。

また、J－ALERT等の外部起動信号により、起動することであらかじめ蓄積しておいた音声データなどを自動で送出できる機能を有すること。

5－3　アプリケーション構築

(1) 目的

システムの継続的かつ安定的な運用を実現するために、「アンドロイドおよびiOSアプリケーションシステム」について、災害発生時のシステム障害を想定し、三股町庁舎内に対し、将来設備との2拠点のなかで継続運転が可能なシステムを構築する

(2) 機能概要

① 「アンドロイドおよびiOSアプリケーションシステム」内に保持されているデータベース及び画像／動画データ等を2拠点のサーバ間で同期を取れる仕組みを構築すること。

② 平常運転時は、三股町庁舎内に設置されたサーバにて「アンドロイドおよびiOSアプリケーションシステム」を稼働させ、障害発生時には防災センター（仮称）内で稼働させられる仕組みを構築すること。

③ 外部連携サブシステム

J-Alert(全国瞬時警報システム)より送信される国民保護に関する情報、気象警報、土砂災害、テロ情報等を自動取得し、通報できること。

[要求機能仕様]

a. J-ALERTより送信される弾道ミサイル情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、緊急に住民に伝達することが必要な国民保護に関す情報、緊急地震速報、震源震度に関する情報、気象警報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、航空攻撃情報、大規模テロ情報、震度速報、竜巻注意情報、指定河川洪水予報を取得した J-ALERTより送信された情報を自動通報できること。

5－4　アンドロイドおよびiOSアプリケーションシステム

(1) 目的

スマートフォン／タブレット端末を使用し、災害発生時に音声情報が提供でき、アンドロイドおよびiOSアプリケーションとしてシステムが稼働すること。

第6章 業務管理仕様

1. 用語

① 「監督職員」とは、甲から監督を命ぜられた者をいう。

② 「指示」とは、監督職員が乙に業務遂行上必要な事項を示すことをいう。

③ 「承諾」とは、乙が申し出た事項について監督職員が同意することをいう。

④ 「協議」とは、監督職員と乙が対等の立場で合議することをいう。

2. 一般事項

(1) 業務遂行の原則

本業務は、本仕様書及び関連の諸規定、基準の定める事項を行うに十分な経験と資格を持った専門技術者により実施し、システム機能を長期間安定して発揮させるものとする。

(2) 実施計画

① 実施計画は本業務の手順、工程、日数時間、安全対策その他業務遂行の全般的計画を図るものとする。

② 乙は実施計画を策定し、契約後速やかに監督職員に提出するものとする。

③ 実施計画の策定にあたっては、監督職員との事前協議、現地調査、関連業者との連絡などを十分に行うこと。なお重要な変更が生じた場合は、変更実施計画書を提出しなければならない。

(3) 事前協議

① 乙は、実施計画に先立ってシステム構成図等、その他監督職員から特に指示された資料を提出し、承諾を得なければならない。

② 乙は、甲の指定したシステム構成・構築手法等について代案を申し出ることができる。

③ 甲から示された以外に、乙が業務遂行上必要とする作業スペース等は、監督職員と協議の上、確保するものとする。

④ 事前協議において重要な協議事項等があった場合は、乙が協議録等を作成し、監督職員の押印を得て、相互に保管し確認するものとする。

(4) 業務管理

① 業務実施前に現場・機器を調査し、実施計画に基づき、期限内に完全なシステム構築が達成されるよう行う。

② 法令、法規等を遵守し、業務の円滑な進捗を図るものとする。

③ 業務遂行に必要な関係官庁等に対する諸手続きは速やかに行うものとする。

④ 又、関係官庁等と交渉を要するとき及び交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に申し出なければならない。

⑤ 仕様書等で指定され、あるいは監督職員があらかじめ指示した箇所については、監督職員の検測又は確認を得なければならない。

⑥ 休日、夜間等、通常の勤務時間外に作業を必要とする場合は、あらかじめ監督職員の承

認を得て行うものとする。

⑦ 業務遂行中に重要な協議事項等があった場合は、乙が協議録等を作成し、監督職員の押印を得て、相互に保管し確認するものとする。

⑧ 進捗管理として原則月2回の進捗会議により確認を行う。その際全体工程並びに前後2週間の一ヶ月詳細工程により詳細を確認する。

(5) システム内容の変更

① 甲の変更指示による、変更部分の金額については、双方協議のうえ定めるものとする。

② 乙の都合による変更はあらかじめその内容理由を明らかにし、監督職員に申し出るものとし、その理由がやむを得ないものと認められ、かつその内容が同等以上の仕様と認めたときに限り承諾するものとし、原則として請負金額は増額しない。

3. 安全

(1) 基本事項

乙は、業務遂行にあたって労働安全衛生法等関係諸法規を遵守し、安全の確保に万全の対策を講じなければならない。

(2) 安全体制

① 乙は、業務遂行における安全確保のため安全責任者を設け、連絡会議などを行い、緊急時の処置など安全体制(組織)を確立しなければならない。

② 安全責任者は安全のための方法等具体的な対策を定めこれを推進する。

4. 機器の設置

(1) 機器の事前点検

設置する機器はメーカー検査に合格したものであること。また輸送中の損傷がない旨を承諾のうえ設置しなければならない。

(2) 技術者

機器等の据え付及び接続は、メーカーからの指定技術者、もしくは同等の技術のある者により確実に行うものとする。

(3) 据え付けと接続

① 機器等は承諾を得た配置図に基づき、操作、排熱、保守等を考慮し、長期の使用に耐えるよう強固に、かつ体裁よく据え付けるものとする。

② 露出配線は、美観を損なわないようにすること。フリーアクセスフロアへの埋線や結束による処理を行うこと。

③ 配線の両端にタグを施し、配線名を記して混乱を防止すること。

5. 試験調整

(1) 基本事項

乙は、導入した機器等が問題なく起動し、所定の動作及び操作が可能なことを確認すること。また、試験結果は、試験成績書としてまとめて提出すること。

(2) 外見試験

機器等が設置された状態で、キズ、へこみ、よごれ等がないことを確認すること。

(3) 機能試験

表示確認、単体機能確認等により機器等が正常に動作していることを確認・試験すること。

(4) 総合試験

① ネットワーク構築が完了した時点で、各ネットワークセグメントに対して、正しく通信できることを PING 試験により確認すること。

② WiMAX設備との接続後、所定のサービスが配信できる事及び、テストによるインターネットへの接続が問題なく行えることを確認すること。

6. 提出書類

(1) 図書

乙は、次の図書を契約後すみやかに甲に提出し、承認を受けるものとする。

① システム構成図

② 機器構成表

③ 機器性能仕様書

④ 機器配置図

(2) 実施計画書

① 乙は、実施計画書とともに次の書類を提出し、甲の承認を受けるものとする。

a. 各図面

b. 指示された資料

② 乙は、変更実施計画書を申し出る際にも、上記①と同様の書類を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(3) 完成図書

① 完成図書として下記書類を付加すること。

a. 検査成績書

b. 試験成績書

c. 機器ハードウェアおよびソフトウェア取り扱い説明書

d. 緊急時の連絡体制表

e. その他、承諾を求めたすべての図書

② 完成図書は製本して提出すること。

③ 完了検査合格後 10 日以内提出すること。

(4) その他

① 業務実施に必要な関係官庁への申請書又は届出図書を提出すること。

② 製造会社の保証書を提出すること。

③ その他、甲が必要とする書類について提出すること。

7. その他

業務遂行上必要な機器、書籍等および現場への交通費は、乙の負担とする。

第7章 数量明細書

この工事は、すべて「工事請負契約書」及び「宮崎県土木工事共通仕様書」に準拠し、施工しなければならない。

仕様書及び図面の工数量は、参考数量である。

第8章　添付図書

この工事は、すべて「工事請負契約書」及び「宮崎県土木工事共通仕様書」に準拠し、施工しなければならない。

仕様書及び図面の工数量は、参考数量である。